

市町村合併問題 ③

Q 新市建設計画をつくり、具体的にどのようなまちづくりを進めるのですか

A 新市建設計画は、合併特例法に基づき策定するもので、新市建設にあたっての基本方針とこれを実現するための主要施策、財政計画などから構成され、計画期間は平成17年度からの10年間としております。これから、新市建設計画策定小委員会で策定された計画案を合併協議会で協議し、さらに県との協議を経て、合併協議会において決定されます。

新市建設にあたっては、私たちの生活・経済基盤、その基礎となる産業基盤をしっかりと固めることが大切で、将来にわたって自立した経済活動ができるような産業基盤構造を確立しなければならぬと考えております。地域の主幹産業である1次産業、特に農林水産業の流通体制を整えることが必要と考えております。そうした意味でも、行政が知恵と資金を出し、民間と一緒に頑張って、市場に対して強い体制をつくっていくことが大切であり、そのことが新市の経済基盤をつくる大きな道しるべになると思います。そうした夢も現実も含めた新市建設計画を作ってまいりたいと思っております。

市町村合併問題 ④

Q 合併で、住民の関心が高いのは公共料金がどうなるのかだと思いますか

A 基本的には「サービスは高い方に、負担は低い方に」という考え方で調整を進めていきます。したがって、戸籍事務などの手数料は、長門市より安い3町の額に合わせるようになります。

しかし、介護保険料や国民健康保険料については、制度上、サービス提供に要する費用に充てる財源であることから、一番安い額に合わせるという考え方にはなりません。介護保険サービスは、現在1市3町でそれぞれ違い、合併後にどのようなサービスを行っていくかによって費用も変わってきます。サービスの内容等については今後協議することになります。

また、国民健康保険料についても、今後の医療費がどれだけ伸びるのか予測が困難なことから、具体的な金額については合併直前でないの見通しがつきません。保険給付、保険料の賦課および徴収方法等については、現在の長門市の方式に合わせて合併時に統一することとしております。

水道料金については、現在1市3町で料金が異なっています。水道会計は公営企業法によるもの

市町村合併問題 ⑤

で、新市での事業計画や職員体制などの将来計画を勘案し料金を設定することとなりますので、合併後3年間は1市3町それぞれの現在の料金とし、4年目から統一することとしております。

下水道料金についてはこれから協議を行います。

Q 合併したら職員の人数や給料はどうなるのですか

A 合併によるスケールメリットを活かすことにより、これまで以上の行政サービスを維持した上で職員数を減らしていくことが可能となります。このことを踏まえながら、職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるようになります。

この定員適正化計画とは、人口規模や組織、職務内容、行財政課題等に配慮して職員数を算出し、目標数値に向けて職員数の適正化を図るという計画です。新市において行政事情や組織を考えながら、定年退職とその補充の調整により、10年間で徐々に職員数を減らしていくようになります。

職員の給与については、現在1市3町で少しずつ違いますが、平均給与については、ほとんど差が

市町村合併問題 ⑥

ありません。この調整については、単に高いところに合わせるという考えではなく、給与モデルを作成し、3年から5年をかけて調整するようにいたします。具体的には今後協議を行うこととなります。

Q 議会の議員の定数や任期はどうなるのですか

A 現在、1市3町の市・町議会議員は合わせて65人おられますが、合併後の議会議員の取り扱いについては、次の3つの方法があります。

- ① 原則通り、合併後50日以内に、人口規模から算出される法定定数の26人以下で選挙を行う方法
- ② 合併後50日以内に選挙を行い、1回目の選挙に限り法定定数上限(26人)の2倍(52人)までを定数とすることができ、「定数特例」という方法
- ③ 合併後2年以内は選挙を行わず、現職の65人がそのまま引き続いて新市の議員として在任することができ、「在任特例」という方法

この内、どの方法を採用するかということや報酬の取り扱い、選挙区の設定などについては、現在、合併協議会の中に小委員会を設置して協議を行っております。

要望・提言等

お寄せいただきました貴重なご意見やご提言等は、直ちに解決ができるもの、また、検討を要するものや即座に対応することが困難な問題もありましたが、庁内で十分検討し、少しでも皆さまのご期待にお応えできるよう努力したいと考えております。

ご要望、ご提言の内容、件数などは次のとおりです。

- 市町村合併関係 59件
- 市町村合併総合 6件
- 都市計画税関係 20件
- 新市建設計画関係 8件
- 財政関係 7件
- 議会議員の取り扱い 6件
- 公共料金等について 5件
- 職員の取り扱い 4件
- その他 3件
- 生活関連道整備 20件
- 観光行政 11件
- 金子みすゞ記念館関係 10件
- 行政サービス・行政改革 8件
- 公共施設整備 6件
- 公園整備 5件
- 農林水産業関係 5件
- 文化事業・イベント関係 5件
- 生活環境対策 4件
- 消防・防犯・防災対策 4件
- 河川・雨水路・用水路整備 3件
- 地域コミュニティ 3件
- 交通安全対策 3件
- 福祉・高齢化対策 2件
- ケーブルテレビ関係 9件
- その他 160件